

長岡京市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害防止を図るため、予算の範囲内において、木造住宅の所有者等からの申請に基づき、当該木造住宅の耐震改修等に要する費用の一部を補助することにより、その実施を促進し、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅

木造の建築物で、住宅の用途に供するものをいう。

(2) 耐震診断

一般財団法人日本建築防災協会が定めた「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法により地震に対する安全性を評価することをいう。

(3) 耐震改修

耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断された木造住宅に対して行う耐震改修の設計及び工事で、評点を1.0以上（建築物の構造上、居住性が著しく悪化する場合にあっては0.7以上）に耐震性を向上させるものをいう。

(4) 簡易耐震改修

木造住宅（耐震改修を実施した木造住宅を除く。）に対して行う耐震改修の設計及び工事で、簡易な改修の方法により耐震性を向上させるもの（京都府木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱（平成19年京都府告示第474号）に規定する簡易耐震改修）をいう。

(5) 耐震シェルター設置

木造住宅（耐震改修又は簡易耐震改修を実施した木造住宅を除く。）の居住者の生命を守る目的で建築物内に装置（京都府知事が必要な構造耐力を有するものとして認めたものに限る。）を設置すること（京都府木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱に規定する耐震シェルター設置）をいう。

(6) 所有者等

木造住宅の所有者又は賃借人その他権原に基づき当該住宅に居住する者（居住予定者を含む。）をいう。ただし、法人を除く。

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる耐震改修及び耐震シェルター設置は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する木造住宅に対して行う耐震改修又は耐震シェルター設置とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工され完成しているもの
 - (2) 長岡京市建築物耐震改修促進計画に記載されている住宅の耐震化促進区域に建築されているもの
 - (3) 住宅以外の用途を兼ねるものについては、住宅の用途に供する部分の床面積が当該建築物の床面積の2分の1以上であるもの
 - (4) 国、京都府その他の公共機関から耐震改修に関するこの要綱以外の補助金の交付を受けていないこと。
 - (5) 国、地方公共団体その他の公共機関が、建築物の全部又は一部を所有又は区分所有していないこと。
- 2 補助金の交付の対象となる簡易耐震改修は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する木造住宅に対して行う簡易耐震改修とする。

- (1) 次のいずれかに該当する木造住宅であること。
 - ア 昭和56年5月31日以前に着工され完成しているもの
 - イ 地震（京都府木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱に規定する京都府知事が別に定めるものに限る。）による被害を受けたことについて、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に規定する罹災証明書により証明されていること。
- (2) 次のいずれかに該当する簡易耐震改修であること。
 - ア 耐震診断の結果評点が1.0未満と診断された木造住宅の改修であること。
 - イ 事前に耐震診断を行わない場合は、前号イの罹災証明書が交付された木造住宅の改修であること。
- (3) 長岡京市建築物耐震改修促進計画に記載されている住宅の耐震化促進区域に建築されているもの
- (4) 住宅以外の用途を兼ねるものについては、住宅の用途に供する部分の床面積が当該建築物の床面積の2分の1以上であるもの
- (5) 国、京都府その他の公共機関から耐震改修に関するこの要綱以外の補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 国、地方公共団体その他の公共機関が、建築物の全部又は一部を所有又は区分所有していないこと。

(補助対象者及び補助要件)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付の対象となる木造住宅の所有者等とする。

- 2 補助対象者は、本市に納付すべき市税を完納している者でなければならない。
- 3 耐震改修における設計及び監理については、建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する建築士事務所等と契約し、その建築士事務所所属する建築士に対し、耐震改修の設計及び監理を依頼するものとする。

（補助金の交付額等）

第5条 補助金の交付額は、木造住宅耐震改修の設計及び工事に要する費用（耐震判定機関（建築物の耐震改修又は簡易耐震改修の計画に関する判定及び評価を行うことができる機関をいう。以下同じ。）による判定に要する経費を除く。）の5分の4の額（耐震改修にあつては当該額が100万円を超える場合は100万円、第3条第2項第2号アの簡易耐震改修にあつては当該額が40万円を超える場合は40万円、第3条第2項第2号イの簡易耐震改修にあつては当該簡易耐震改修に要する費用の4分の3の額（当該額が30万円を超える場合は30万円）、耐震シェルター設置にあつては設置に要する費用の4分の3の額（当該額が30万円を超える場合は30万円））とする。ただし、当該木造住宅において当該耐震改修（以下「今回改修」という。）前に補助金の交付を受けて実施した簡易耐震改修（以下「従前簡易改修」という。）がある場合は、今回改修に要する又は要した費用（耐震判定機関による判定に要する経費を除く。）の5分の4の額（当該額が100万円を超える場合は100万円）と100万円から従前簡易改修に要した費用の5分の4の額（当該額が40万円を超える場合は40万円）を減じた額を比較して、いずれか少ない方の額を限度とする。

- 2 長屋建て住宅及び共同住宅の補助金の交付額は、耐震改修の設計及び工事に要する費用の5分の4の額、100万円に戸数を乗じた額又は1棟当たり500万円のいずれか少ない額とする。
- 3 一の耐震改修に対する補助金の交付は1回に限るものとする。
- 4 簡易耐震改修に対する補助金の交付は1回に限るものとする。
- 5 一の耐震シェルター設置に対する補助金の交付は1回に限るものとし、耐震シェルター設置を行った木造住宅に対しては、耐震改修及び簡易耐震改修に係る補助金の交付はできないものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の書類のうち必要書類を添付して契約及び着工前に木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

- (1) 耐震改修工事見積書

- (2) 設計監理見積書
- (3) 耐震診断結果報告書（写し）
- (4) 耐震補強計画書
 - ① 案内図及び平面図
 - ② 補強計画図その他補強方法を示す図書
 - ③ 耐震改修後の建物についての総合判定（建築士の記名及び捺印のあるものに限る。）
- (5) 耐震性が確実に向上すると考えられる改修計画書（簡易耐震改修のみ）
- (6) 市税の完納証明書等
- (7) 申請時木造住宅の賃借人その他権原に基づき当該住宅に居住する者である場合は、当該住宅の所有者の同意書
- (8) 工事後の評点が0.7以上1.0未満の改修を行う場合は、その理由がわかる書類
- (9) 住宅の所有者と建築年が分かる書類
- (10) 建築士免許証（写し）
- (11) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、内容を審査し、適正と認められるときは、補助金の交付を決定し、木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定をする場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付することができる。

（事業の着手）

第8条 前条の規定による補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、その通知を受領後、速やかに耐震改修、簡易耐震改修又は耐震シェルター設置（以下「補助事業」という。）に着手し、木造住宅耐震改修等事業着手届（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

（補助金交付申請の取下げ）

第9条 補助決定者は、事情により補助事業を中止する場合には、速やかに木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請取下届（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による補助金交付申請取下届の提出があったときは、当該補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業内容の変更)

第10条 補助決定者は、事情により補助事業の内容を変更するときは、速やかに木造住宅耐震改修等事業費補助金交付変更申請書(様式第5号)により市長に申請しなければならない。ただし、補助金額に変更が生じない変更内容(軽微なものに限る。)については、変更内容が判断できる書類のみの提出とし変更申請書の提出を必要としない。

2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、内容を審査し、変更を承認したときは、木造住宅耐震改修等事業費補助金交付変更承認通知書(様式第6号)により当該補助決定者に通知するものとする。

(事業の遂行)

第11条 補助決定者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を行い、当該年度末までに、全ての作業を完了しなければならない。ただし、市長が特に認める場合については、この限りでない。

(実績報告)

第12条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに次の書類を添付して木造住宅耐震改修等事業完了実績報告書(様式第7号又は様式第7号の2)により市長に報告しなければならない。

- (1) 改修後の木造住宅についての耐震補強総合判定書(建築士の記名及び捺印のあるもの)
- (2) 工事写真(施工箇所毎の施工前、施工中及び完了時が確認できる日付の入ったもの)
- (3) 工事契約書及び領収書(写し)
- (4) 設計監理契約書及び領収書(写し)
- (5) 建築士免許証(写し)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、木造住宅耐震改修等事業費補助金交付確定通知書(様式第8号)により当該補助決定者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助決定者は、木造住宅耐震改修等事業費補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出し、補助金交付の請求をするものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定により補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。第13条の規定による確定通知を行った後においても同様とする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を耐震改修以外の用途に使用したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により当該補助決定者に対し通知しなければならない。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、木造住宅耐震改修等事業費補助金返還命令書(様式第11号)により期限を定めてその返還を命ずることができる。

(延滞金)

第18条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、当該補助決定者に対し、長岡京市補助金等交付規則(昭和57年長岡京市規則第8号)第15条の規定を適用するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第2条第3号中「1. 0(建築物の構造上、居住性が著しく悪化する場合には、0. 7)」とあるのは、当分の間、「0. 7」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月14日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 第2条第3号中「1.0以上（建築物の構造上、居住性が著しく悪化する場合にあっては、0.7以上）に耐震性を向上させるもの」とあるのは、当分の間、「0.7以上に向上させるもの（当該木造住宅の1階部分を除く部分に係る評点を低下させずに1階部分の評点を0.7以上に向上させるものを含む。）」と読み替えるものとする。
- 3 改正後の第5条の規定は、施行日前に第7条の規定による交付決定をした場合については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の長岡京市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱に規定する様式各号によりなされた手続きは、当分の間、所要の修正を加え、この要綱に定める相当の様式によりなされた手続きとみなす。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年7月27日から施行し、改正後の長岡京市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱の規定は、平成30年度分の補助金から適用する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正前の長岡京市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第2条第4号に規定する簡易耐震改修又は同条第5号に規定する耐震シェルター設置を平成30年4月1日前に実施した木造住宅に係るこの要綱による改正後の長岡京市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定の適用については、なお従前

の例による。

- 3 旧要綱第2条第4号に規定する簡易耐震改修を平成30年4月1日前に実施した木造住宅に係る耐震改修については、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）第6第2号ロに規定する効果促進事業として実施し、その適用については平成32年度分までの補助金に限る。この場合において、補助基本額については、新要綱第5条第1項の規定にかかわらず、附則別表に定めるとおりとする。

附則別表（附則第3項関係）

補助基本額
耐震改修が実施される1の木造住宅につき、今回改修に要する又は要した経費の4分の3の額（当該額が90万円を超える場合は90万円）と90万円から従前簡易改修に要した費用の4分の3の額（当該額が30万円を超える場合は30万円）を減じた額を比較して、いずれか少ない方の額を限度とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年8月31日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の長岡京市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）第3条第2項第2号イに規定する簡易耐震改修を実施した木造住宅に係る耐震改修については、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）第6第2号ロに規定する効果促進事業として実施し、その適用については平成32年度分までの補助金に限る。この場合において、補助額については、新要綱第5条第1項の規定にかかわらず、附則別表に定めるとおりとする。

附則別表（附則第2項関係）

補助額
耐震改修が実施される1の木造住宅につき、今回改修に要する又は要した経費の4分の3の額（当該額が90万円を超える場合は90万円）と90万円から従前簡易改修に要した費用の4分の3の額（当該額が30万円を超える場合は30万円）を減じた額を比較して、いずれか少ない方の額を限度とする。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年2月3日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）第6第2号ロに規定する効果促進事業として実施する第3条第2項第2号イに規定する簡易耐震改修を実施した木造住宅に係る耐震改修に係るこの要綱による改正後の長岡京市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の適用については令和2年度分までの補助金に限り、新要綱第2条第2号中「精密診断法」とあるのは「精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）」とする。この場合において、補助額については、新要綱第5条第1項の規定にかかわらず、附則別表に定めるとおりとする。

附則別表（附則第2項関係）

補助額
耐震改修が実施される1の木造住宅につき、今回改修に要する又は要した経費の4分の3の額（当該額が90万円を超える場合は90万円）と90万円から従前簡易改修に要した費用の4分の3の額（当該額が30万円を超える場合は30万円）を減じた額を比較して、いずれか少ない方の額を限度とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

申請者

住 所

氏 名

電話番号

木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請書

長岡京市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、耐震改修を行いたいので、下記のとおり申請します。

なお、補助金交付の審査のため、市が住民基本台帳、固定資産課税台帳、建築確認申請等について照会を行うことに同意します。

記

1 住宅の概要

1)	住宅の所在地	長岡京市
2)	住宅の種類	専用住宅・()併用住宅
3)	建築年次	年 月着工 ~ 年 月完成
4)	階数	階建
5)	延べ面積	m ²
6)	併用住宅の住宅以外の面積	m ²
7)	住宅の所有者	

2 工事費等

1)	予定工期	年 月 日 ~ 年 月 日
2)	設計監理費	円
3)	耐震に係る工事費	円
4)	補助対象費合計(2+3)	円
5)	その他リフォーム等の補助対象外費用	円
6)	総合計(4+5)	円
7)	補助申請額	円
8)	※簡易耐震改修の方法 (京都府建設交通部長通知)	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

※ 添付書類(次のうち必要書類に限る)

- (1) 耐震改修工事見積書
- (2) 設計監理見積書
- (3) 耐震診断結果報告書(写し)
- (4) 耐震補強計画書
 - ① 案内図及び平面図
 - ② 補強計画図その他補強方法を示す図書
 - ③ 耐震改修後の建物についての総合判定書(建築士の記名及び捺印のあるものに限る。)
- (5) 耐震性が確実に向上すると考えられる改修計画書(簡易耐震改修のみ)
- (6) 市税の完納証明書等
- (7) 申請時木造住宅の賃借人その他権原に基づき当該住宅に居住する者である場合は、当該住宅の所有者の同意書
- (8) 工事後の評点が0.7以上1.0未満の改修を行う場合は、その理由がわかる書類
- (9) 住宅の所有者と建築年が分かる書類
- (10) 建築士の免許証(写し)
- (11) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号(第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請書を審査したところ、適正と認められるので、長岡京市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1	交付決定額	円
2	住宅の所在地	長岡京市
3	住宅の種類	専用住宅・() 併用住宅
4	その他	補助金交付申請書のとおり

- (1) 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等の関係書類を整理しなければならない。
- (2) 帳簿及び領収書等関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間は保管しなければならない。

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
氏 名
電話番号

印

木造住宅耐震改修等事業着手届

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震改修事業を下記のとおり着手したので、長岡京市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

記

1	住宅の所在地	長岡京市
2	住宅の種類	専用住宅・() 併用住宅
3	着手年月日	年 月 日

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請取下届

年 月 日付け 第 号の補助金交付決定通知に係る
木造住宅耐震改修事業を下記の理由により実施しないので、長岡京市木造住宅
耐震改修等事業費補助金交付要綱第9条の規定により補助金交付申請の取下げ
を届け出ます。

記

1	交付決定額	円
2	住宅の所在地	長岡京市
3	住宅の種類	専用住宅・() 併用住宅
4	取下げの理由	

様式第5号(第10条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震改修等事業費補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震改修事業の内容を下記のとおり変更したいので、長岡京市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

1 住宅の所在地	長岡京市
2 住宅の種類	専用住宅・() 併用住宅
3 変更事項	
1)	施工箇所及び施工方法の変更
2)	補助金額の変更
3)	その他

※ 添付書類

- ・ 耐震改修工事見積書
- ・ 変更耐震改修計画書(補強前後の平面図)
- ・ その他変更内容が判断できる書類

様式第6号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

木造住宅耐震改修等事業費補助金交付変更承認通知書

年 月 日付で申請のありました木造住宅耐震改修等事業費補助金交付変更について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1 住宅の所在地	長岡京市
2 住宅の種類	専用住宅・() 併用住宅
3 変更事項	
1)	施工箇所及び施工方法の変更
2)	補助金額の変更
3)	その他

様式第7号(第12条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震改修等事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震改修事業を下記のとおり完了したので、長岡京市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

記

1	住宅の所在地	長岡京市
2	住宅の種類	専用住宅・() 併用住宅
3	完了年月日	年 月 日
4	添付書類	1) 改修後の木造住宅についての耐震補強総合判定書 (建築士の記名及び捺印のあるもの) 2) 工事写真 (施工箇所毎の施工前、施工中及び完了時が確認できる日付の入ったもの) 3) 工事契約書及び領収書 (写し) 4) 設計監理契約書及び領収書 (写し) 5) 建築士免許証 (写し) 6) その他市長が必要と認める書類
耐震性能の確認 本件の木造住宅耐震改修事業は、耐震補強計画に基づき工事が完成されたことを確認し、補強後の耐震評点が 以上であることを証します。 工事監理者等 氏名 印		

様式第7号の2(第12条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震改修等事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅簡易耐震改修事業又は木造住宅耐震シェルター設置事業を下記のとおり完了したので、長岡京市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

記

1	住宅の所在地	長岡京市
2	住宅の種類	専用住宅・() 併用住宅
3	完了年月日	年 月 日
4	添付書類	1) 工事写真(施工箇所毎の施工前、施工中及び完了時が確認できる日付の入ったもの) 2) 工事契約書及び領収書(写し) 3) その他、市長が必要と認める書類
耐震性能の確認 本件の木造住宅簡易耐震改修事業又は木造住宅耐震シェルター設置事業は、耐震補強計画に基づき工事が完成したことを証します。 工事請負者等 氏名 (印)		

(別紙)

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
氏 名
電話番号

印

木造住宅耐震改修等事業完了届

年 月 日付け 長岡京市指令建住第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震改修等事業を下記のとおり完了したので、届け出ます。

記

1	住宅の所在地	
2	住宅の種類	専用住宅・() 併用住宅
3	完了年月日	年 月 日

様式第8号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

木造住宅耐震改修等事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で決定した補助金の交付について、下記のとおり確定したので、長岡京市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

1	住宅の所在地	長岡京市
2	住宅の種類	専用住宅・() 併用住宅
3	交付決定額	円
4	補助金の額の確定額	円

様式第9号(第14条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震改修等事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の確定通知に係る木造住宅耐震改修等事業費補助金について、長岡京市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

1	住宅の所在地	長岡京市
2	住宅の種類	専用住宅・() 併用住宅
3	支払請求額	円
4	振込先	金融機関名
		預金の種類 普通・当座
		口座番号
		フリガナ
		口座名義人

※ 添付書類 木造住宅耐震改修等事業費補助金交付確定通知書 (写し)

様式第10号(第16条関係)

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号の交付通知に係る木造住宅耐震改修等事業費補助金の交付について、長岡京市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第16条第1項第 号の規定に基づき、同条第2項の規定により、下記のとおり一部・全部の取消しを決定したので通知します。

記

1	住宅の所在地	長岡京市
2	住宅の種類	専用住宅・() 併用住宅
3	交付決定額	円
4	一部・全部取消額	円
5	取消しの理由	

様式第11号(第17条関係)

年 月 日

様

長岡京市長

木造住宅耐震改修等事業費補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定を通知した事業の補助金については、下記のとおり補助金の返還を命ずる。

記

1	住宅の所在地	長岡京市
2	住宅の種類	
3	返還金額	円
4	返還期限	年 月 日まで